

## 福島県環境放射能モニタリングの方針

平成30年2月14日

福島県

### 第1 趣旨

震災発生・原発事故から6年以上を経過する中、避難指示区域の解除が進み、同区域内の線量も低減化している現状や除染の進捗・復興拠点の整備促進など社会的にも新しい局面を迎えている。そのような背景も考慮しつつ、昨年に行われた福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(以下「ロードマップ」という。)の改訂内容も踏まえ、今後の復興計画・廃炉進捗に合致した、今後5年間を見据えた中期的な環境放射能モニタリング方針を定めるものである。

なお、この基本方針は廃炉工程や目標の変更等により、その内容も適宜修正を行うものとする。

### 第2 個別モニタリングの方針

#### 1 全県モニタリング

事故直後の県民の不安に応えるために様々な分野で矢継ぎ早に整備が進められたモニタリング体制について、最近の測定結果の現状、避難指示区域の状況、除染の進展及び除去土壌の中間貯蔵施設への移動という新たな環境変化等を踏まえて、総合的に見直しを行う。

#### (1) 空間放射線量率

○ 国(原子力規制庁)及び県が整備したモニタリングポスト・リアルタイム線量計システムによる常時測定及び学校、児童福祉施設等で実施している移動モニタリングについては、これまでの測定結果や現在の線量状況を踏まえ、避難指示が解除された区域に対する調査の拡充を図るとともに、重複する地点の整理、空間線量率が十分に低減した地域における調査の在り方(地点・頻度)など、今後の調査手法について総合的に見直しを行う。

#### (2) 放射性物質濃度の測定

○ 「総合モニタリング計画」による様々な環境試料等の放射性物質濃度の測定を、関係機関等と連携・協力して引き続き実施する。

- 水環境（河川、湖沼、地下水、水浴場、海域）、屋外プール水、学校等の給食、下水汚泥、野生動植物、上水道、食品（農林畜水産物、日常食）等の事故直後に急増した様々なモニタリングの在り方について、現状の測定結果を踏まえ、総合的に見直しを行っていく。

(3) 除去土壌等の輸送及び中間貯蔵施設等のモニタリング

- 除染で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設等（中間貯蔵施設や特定廃棄物埋立処分施設）への輸送が本格化することから、中間貯蔵施設等における環境保全確保のため、主要輸送路や中間貯蔵施設等の周辺における環境への影響を把握する。

## 2 原子力発電所周辺地域のモニタリング

ロードマップ、実際の廃炉作業の進捗状況等を加味し、総合的に見直しを行う。

(1) 廃炉作業（燃料取り出し、デブリ取り出し）に対するモニタリング

- ロードマップに示された廃炉工程の見通しを考慮し、がれき撤去等に伴い飛散するおそれのあるダストに対しては、現在の監視測定体制を維持する。
- 燃料デブリの取り出しについては、廃炉作業に伴う様々なリスクに備えるため周辺環境における中性子線量率の監視測定を開始する。さらに、燃料等に由来する放射性物質の監視を強化し、土壌中のウラン、プルトニウム等の調査拡充を検討する。

(2) トリチウム（多核種除去設備等で処理したトリチウム含有水等）のモニタリング

- 福島第一原子力発電所の敷地内に大量に保管されているトリチウム水の環境への影響を監視するため、大気中水分のトリチウム濃度を調査するほか、重点的に海洋への影響を把握する調査を追加拡充する。なお、必要に応じて調査内容・規模（地点・頻度など）について見直しを行う。

(3) 環境試料のモニタリングの再開・拡充

- 原子力発電所事故後、採取が困難であり、休止せざるを得なかった環境試料（農畜水産物等）については、調査再開に向けて農畜水産業関係者、市町村等と協議を行う。